

まちづくり

日野市町名地番整理審議会市 民委員を募集

任期：9月1日～平成25年8月31日
20歳以上の市内に住民登録または1年以上外国人登録している方で、積極的に関与する意思のある方※現在、他の審議会などの委員になっている方を除く
3人
7月21日(木)までに郵送で。A4版程度の書面に、応募理由、住所、氏名、年齢、生年月日、性別、職業、居住年数、電話番号およびその他の連絡先を記入
〒191-8686日野市役所都市計画課

午前10時～午後4時は市役所東側市民駐車場でも実施
東京都西赤十字血液センター(☎529・0405)、市福祉政策課内献血推進協議会事務局

障害者福祉人材育成事業

相談援助技術研修～面接技術
7月12日(火)午後6時30分～8時30分
生活・保健センター
師松坂彰子氏(ケアマネジメン トセンター)ういず管理責任者(☎40人費100円) FAXで。氏名、連絡先を記入

精神障害者福祉施設現場学習

7月20日(水)・21日(木)午前9時30分～午後5時※どちらか1日
地域生活支援センター、ゆうき、たんぼの家
電話
いずれも障害福祉関連の仕事をしている市内在住、在勤者
(社福) 日野市民たんぼの家(☎599・7299 FAX 599・7203)、市障害福祉課

福祉

高齢者入院見舞金支給制度

申請時期：入院期間が7日を超えた日以降※8日目から申請可
支給金額：入院期間が7日以上で一律5千円※年度内1回限りの支給
70歳以上で、入院期間が継続して7日以上になる方※生活保護受給者、中国残留邦人支援法の支援給付を受けている方を除く
介護保険による入院・入所を除く
入院日数が確認できるもの(入院費領収書など)、印鑑、口座番号などの確認ができるもの
①次の事由(①退院した②入院中に転出した③入院中に3月31日になった)のいずれか最初に該当した日の翌日から1年以内に、本人または家族(代理人)が市役所2階保険年金課へ
保険年金課高齢者医療係

福祉大会

7月15日(金)午前9時30分～午後3時30分
ひの煉瓦ホール(市民会館)※直接会場へ
式典、日野市老人クラブ連合会会員による唄や踊り
高齢福祉課 福祉係

講演会「認知症の人と家族が安心して暮らせる日野をつくる！」

いくつになっても、住み慣れた日野で暮らしたい。
そんな思いをかなえるために、



▲下垣光氏

私たちができることを一緒に考えてみませんか。
講師は、豊富な経験とやわらかな語り口で定評のある認知症対策のエキスパート、下垣光氏をお招きします。
7月22日(金)午後2時～4時30分
ひの煉瓦ホール(市民会館)
師下垣光氏(日本社会事業大学准教授) 定200人
7月15日(金)までに電話
高齢福祉課
市立やまばとスポーツ吹き矢

7月22日(金)午前9時30分～11時30分
市立やまばと地域活動支援センター
市内在住で身体・知的障害のある18～64歳の方
※車イス可
他障害者送迎あり
12日(火)までに申し込み
電話
市立やまばと(☎582・3400)

働く

シルバー人材センター入会案内説明会

7月12日(火)午前10時から
場生活・保健センター
内事業紹介、活・保健センター
概要説明
60歳以上の方
日野市シルバー人材センター(☎581・8171)

若者の就職面接会を開催

正社員を募集している企業約10社が参加予定。
大学卒業後、就職経験の方も参加できます。
7月15日(金)午後1時～4時
学園都市センター(八王子市)※直接会場へ
39歳以下の方
履歴書(写真貼付)を教通
ハローワーク八王子(☎042・648・8634)

しごとセンター多摩の就業支援

30～54歳対象
実践！採用されるための応募書類&面接対策講座
7月13日(水) 団塊の世代対象
予定退職後の働き方を考

国保・年金

国民健康保険加入の方へ

国民健康保険の高齢受給者証の有効期限は7月31日(日)までです。
新しい受給者証は一部負担割合を再決定し、7月下旬に送付します。
負担割合は1割(平成24年4月からは2割の予定)または3割で、同一世帯に平成23年度住民税課税標準額が14万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる場合3割となります。

申請で1割負担になる場合があります

申請が必要と思われる方へ申請書を送付します。
①同一世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が2人以上で、平成22年中の収入金額の合計額が520万円未満、1人の場合は383万円未満
②同一世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が1人で、住民税課税標準額が145万円以上かつ収入金額383万円以上、かつ75歳到達で国保から後期高齢者医療制度になった方を含めた収入金額の合計額が520万円未満
国保年金課給付係
国民健康保険税の納税通知書を発送します
納税にご協力を
平成23年度の国民健康保険税納税通知書を7月11日(月)にお送

りします。国民健康保険会計の健全化を目指して、平成23年度からの税率等を改定しました。主な変更点は次のとおりです。
国民健康保険税の税率等および限度額を改定
年々増加する国民健康保険の医療給付費などの支払いのため、保険税の改定をしました。また、地方税法施行令の改正に合わせて、課税限度額を上げました(表1参照)。
国民健康保険税減額割合を変更
税率などの改定に合わせて、低所得のご世帯の軽減率を上げました(表2参照)。
国民健康保険税の計算方法
国民健康保険税は世帯単位で計算されます。保険税の課税額は、①所得割額②資産割額③均等割額④平等割額からなっています(表1・表3参照)。
40歳未満の方と65歳以上の方は「医療保険分」と後期高齢者支援金分を、40歳以上65歳未満の方は「医療保険分、後期高齢者支援金分と介護納付金分」の合計額となります(表3参照)。
国民健康保険税納付について
納付書または口座振替でお支払いの方は、第1期納期限は8月1日(月)です。また、今年度から「全納納付書」の取り扱いはなくなり、全納を希望される方は、1～9期の納付書をもとめてご利用ください。
年金からの天引き(特別徴収)
加入者である世帯主が65歳以上で、一定の条件に当てはまる世帯が対象です。今年度の新規対象者には通知を送りました。また、申請により、年金天引きから口座振替に変更ができました。

55歳以上対象
自分自身を再就職対策講座
55歳以上対象
高齢者向けの就職面接会
34歳以下対象
実践！採用担当者へ選ばれる応募書類&面接対策講座
再就職を目指す25～50歳女性対象
女性再就職サポートプログラム
いずれも場
東京しごとセンター多摩(☎042・329・4524)

| 区分 | 内容 | 平成23年度 | 平成22年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 医療保険分 | 所得割 | 100分の4.8 | 100分の4 |
| | 資産割 | 100分の10 | 100分の10 |
| | 均等割 | 18,600円 | 14,400円 |
| | 平等割 | 9,000円 | 8,400円 |
| 後期高齢者支援金分 | 限度額 | 510,000円 | 500,000円 |
| | 所得割 | 100分の1.2 | 100分の1 |
| | 均等割 | 6,000円 | 4,800円 |
| 介護納付金分 | 限度額 | 140,000円 | 130,000円 |
| | 所得割 | 100分の1.2 | 100分の1 |
| | 均等割 | 12,000円 | 10,800円 |
| 限度額 | 120,000円 | 100,000円 | |

| 総所得金額が下記の基準を越えない世帯 | 23年度 | 22年度 |
|---------------------------|------|------|
| 33万円 | 7割 | 6割 |
| 33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数) | 5割 | 4割 |
| 33万円+(35万円×被保険者数) | 2割 | なし |

会社都合による離職で国民健康保険に加入した場合は、申請により、国民健康保険税が減額となる場合があります。
災害にあつてしまった時、生活が困難な時はご相談を
地震や火災などの災害にあつた時、生活が著しく困窮し保険税を納付することが困難な場合はご相談ください。
国民年金保険料を納めることが困難な方へ
申請免除制度
前年の本人・配偶者・世帯主の所得に基づき申請が承認され、全額免除と一部納付があります。保険料を免除された期間は、年金を受けるために必要な保険料を全額納付した場合に比べて減額されます。
若年者納付猶予制度
同居の世帯主の所得にかかわ

国民健康保険税の計算方法(年間分) 表3

| 医療保険分=①+②+③+④ (限度額51万円) | 後期高齢者支援金分=①+② (限度額14万円) | 介護納付金分=①+② (限度額12万円) |
|---|---|---|
| ①所得割額：所得に応じて計算する額(前年の総所得金額-基礎控除33万円)×4.8% | ①所得割額：所得に応じて計算する額(前年の総所得金額-基礎控除33万円)×1.2% | ①所得割額：所得に応じて計算する額(前年の総所得金額-基礎控除33万円)×1.2% |
| ②資産割額：固定資産税額に応じて計算する額(本年度の固定資産税額)×10% | ②均等割額：世帯の加入者に応じて計算する額(加入者の人数)×6,000円 | ②均等割額：(該当者の人数)×12,000円 |
| ③均等割額：世帯の加入者に応じて計算する額(加入者の人数)×18,600円 | ④平等割額：1世帯あたり9,000円 | |

国民健康保険税の計算方法(年間分) 表3

| 医療保険分=①+②+③+④ (限度額51万円) | 後期高齢者支援金分=①+② (限度額14万円) | 介護納付金分=①+② (限度額12万円) |
|---|---|---|
| ①所得割額：所得に応じて計算する額(前年の総所得金額-基礎控除33万円)×4.8% | ①所得割額：所得に応じて計算する額(前年の総所得金額-基礎控除33万円)×1.2% | ①所得割額：所得に応じて計算する額(前年の総所得金額-基礎控除33万円)×1.2% |
| ②資産割額：固定資産税額に応じて計算する額(本年度の固定資産税額)×10% | ②均等割額：世帯の加入者に応じて計算する額(加入者の人数)×6,000円 | ②均等割額：(該当者の人数)×12,000円 |
| ③均等割額：世帯の加入者に応じて計算する額(加入者の人数)×18,600円 | ④平等割額：1世帯あたり9,000円 | |

お知らせします QRコードを読み取って空メールを送信してください。

